

鳥取森林管理署が

わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会

との「協定の森」の更新をしました。



「調印後の管理署ホームページ公示（30日間）」
のリスト

(近畿中国森林管理局局通達による公示)

1. 協 定 区 分 : 「ふれあいの森」
2. 対 象 地 : 鳥取県八頭郡若桜町・氷ノ山国有林
21林班ろ2・は2・へ～る1・よ小班
3. 協定更新相手方 : 住所／鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5
若桜町役場産業観光課
氏名／わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会
会長 小林 昌司
4. 協定地名称 : ふれあいの森・「氷ノ山ふれあいの森」
5. 協定面積 : 36.73HA
6. 活動内容 : ボランティアによる人工林の林床整備活動
(除伐2類)・野生動物のモニタリングなど
7. 協定更新期間 : 自.平成24年4月 1日
(5年間)
至.平成29年3月31日
8. 更新事由 : 別紙「副申書」内容のとおり
9. そ の 他 : 1. 継続活動希望申請書 (写)
2. 協定書 (写)



副 申 書

平成 24 年 3 月 21 日

鳥取森林管理署長殿

鳥取森林管理署業務課

森林ふれあい係長 泉 文宏



「平成 22 年 2 月の通達改正(別紙)に伴う更新協定時の協定相手方の選定事由」
の副申について

(「延長協定」更新事由の明記)

記

- ① 『ふれあいの森「氷ノ山ふれあいの森」／氷ノ山仙国有林』は平成 14 年 7 月 1 日に「鳥取森林管理署」と「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会」が協定締結を行った。
- ② 平成 19 年 4 月 1 日付けで協定更新を行い、平成 21 年 6 月 22 日付けで活動面積の変更協定(区域を 40.00HA→36.73HA に減)を行い現在に至る。
- ③ 協定相手方の「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会」の会長は若桜町長であり、別添の同会の規約をみても地域資源の保護育成と地域の活性化等を目的として地元の有識者で結成されている。
- ④ 若桜町氷ノ山にある、町の指定管理団体「氷ノ山自然ふれあい館 響きの森」の集客、そこに集うボランティア参加者の林業体験(除伐等)や研究機関に依頼して動物のモニタリングを行うなど地域活性化のための活動を行っている。
ホームページを見ても顕著である。
- ⑤ 更新後の活動についても制度の趣旨に添う活動が期待される。

以 上

<別紙>

(1) 響の森クルーについて

- ・響の森クルーとは、氷ノ山の豊かな自然の魅力を紹介したり、体験できたりし、また自然を大切にすることを育むという響の森の設置目的に賛同し、興味や関心に基づいて自らの意思で、設置目的の実現のために個々の能力に応じて活動する人（ボランティア）で、個人単位で響の森に登録されます。
- ・活動内容としては、響の森が企画運営する事業（イベント）へのお手伝い・協力やクルーが自主的に企画運営するものがあります。具体的には、クルー自身が撮影した氷ノ山の風景写真を響の森で展示したり、クルー自身の得意分野での自然観察会や工作教室を開催したりです。また、しぜんを守るためのクルー自身の活動もあり、植物の調査や登山道の点検などがあります。ふれあいの森での活動はこれに該当します。

(2) 活動実績の写真など



響の森クルーの活動報告として
ホームページにて紹介。

2010/9/11 元気な森づくり

9月11日響の森スタッフの高橋さん、クルーの奥村さん、加藤さん、清水さんと清水さんのお子さんと私を含め計6人で「元気な森づくり活動」をおこなしました。自主的な森林整備や自然体験活動をおこなう場所として国有林の一部を提供していただき、響の森クルーで活動しているものです。今回は間伐作業で倒されたままの杉を一箇所に集めて待避にする作業を重点的に行いました。



森づくり作業初参加の女の子。枝を一生懸命切っていました。

クルーの方々は慣れていらっしゃるのか到着後早々と枝打ちにとりかかり、てきぱきと作業をこなしていました。雲が怪しく雨が降りそうでしたがなんとかこたえました。

クルーの皆さまありがとうございました。

(インターナショナル 伊藤 都恵)



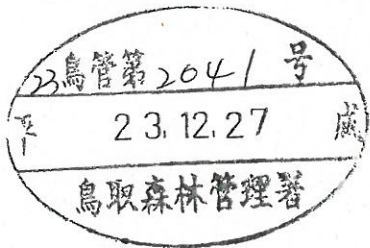
切った杉の木を運ぶ作業です。杉の幹は重くて二人で運びました。

(継続更新活動希望申請書)

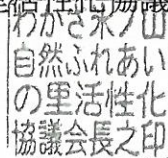


平成23年12月26日

鳥取森林管理署長 殿



申請者 住所 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5
 若桜町役場 産業観光課
 氏名 わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会
 会長 小林 昌司 印



『ふれあいの森「氷ノ山ふれあいの森」』における活動希望申請書
 (継続更新活動希望申請書)

上記について平成19年4月1日付で、協定締結を貴署と行い、平成21年6月22日協定締結の変更を行ったところですが、協定の終了する平成24年3月31日以降も引き続き下記により森林づくり活動を実施したいので「継続更新活動希望申請書」を提出いたします。

なお、協定締結後も活動は、引き続き申請者の指揮・監督の下において行うものとし、活動参加者の事故等については、申請者において一切の責任を負うことを確約致します。

記

申請内容等

団体名	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会
代表者名	会長 小林 昌司
団体所在地 及び連絡先	<住所> 〒680-0701 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5 若桜町役場内産業観光課 <電話・FAX> TEL:0858-82-2238 FAX:0858-82-0134
位置・面積	氷ノ山国有林21林班ろ2・は2・へ～る1・よ小班 面積 36.73Ha
協定の森の名称	ふれあいの森「氷ノ山ふれあいの森」
その他	[書類手続きの窓口担当連絡先] <住所> 〒680-0728 鳥取県八頭郡若桜町つく米 「氷ノ山自然ふれあい館 響きの森」内 高橋 宏 <電話・FAX> TEL0858-82-1620 FAX0858-82-1612 <E-mail> takahashi-@hibikinomori. gr. jp





平成24年度

『ふれあいの森「氷ノ山ふれあいの森」
/氷ノ山国有林』協定書

[協定期間平成24年4月1日～平成29年3月31日]

林野庁・鳥取森林管理署

わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会

(別紙2) 国民参加の森林づくり活動に関する協定書

ふれあいの森における森林整備の活動に関する協定書

鳥取森林管理署長（以下「甲」という。）と、わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会（以下「乙」という。）は、ふれあいの森における森林整備の活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により本協定に基づく活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（ふれあいの森の名称、位置及び面積）

甲は、鳥取森林管理署氷ノ山国有林21林班ろ2は2・へ～る1・よ小班の36.73haをふれあいの森として乙に活動させるものとする。

なお、ふれあいの森の名称は、「氷ノ山ふれあいの森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出する者とする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。

2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8 (安全確保等の措置)

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すとともに、万一、事故が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくとともに、活動参加者を傷害保険等へ加入させることとする。

第9 (経費の負担及び参加者に対する責任)

活動の実施に要する経費及び参加者に対する責任は、乙が負うものとする。

第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、緊急連絡図を備え付けておくなど、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16 (ふれあいの森の適切な管理)

甲は、「氷ノ山ふれあいの森」が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17 (協定の破棄)

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合。
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 「氷ノ山ふれあいの森」の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 乙が「協定締結による国民参加の森林づくり実施要領」第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月27日

(甲) 鳥取森林管理署

住所 鳥取県鳥取市東町2丁目325

氏名 鳥取森林管理署長塩永博信

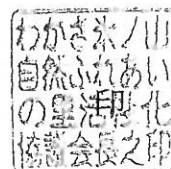


(乙) わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会

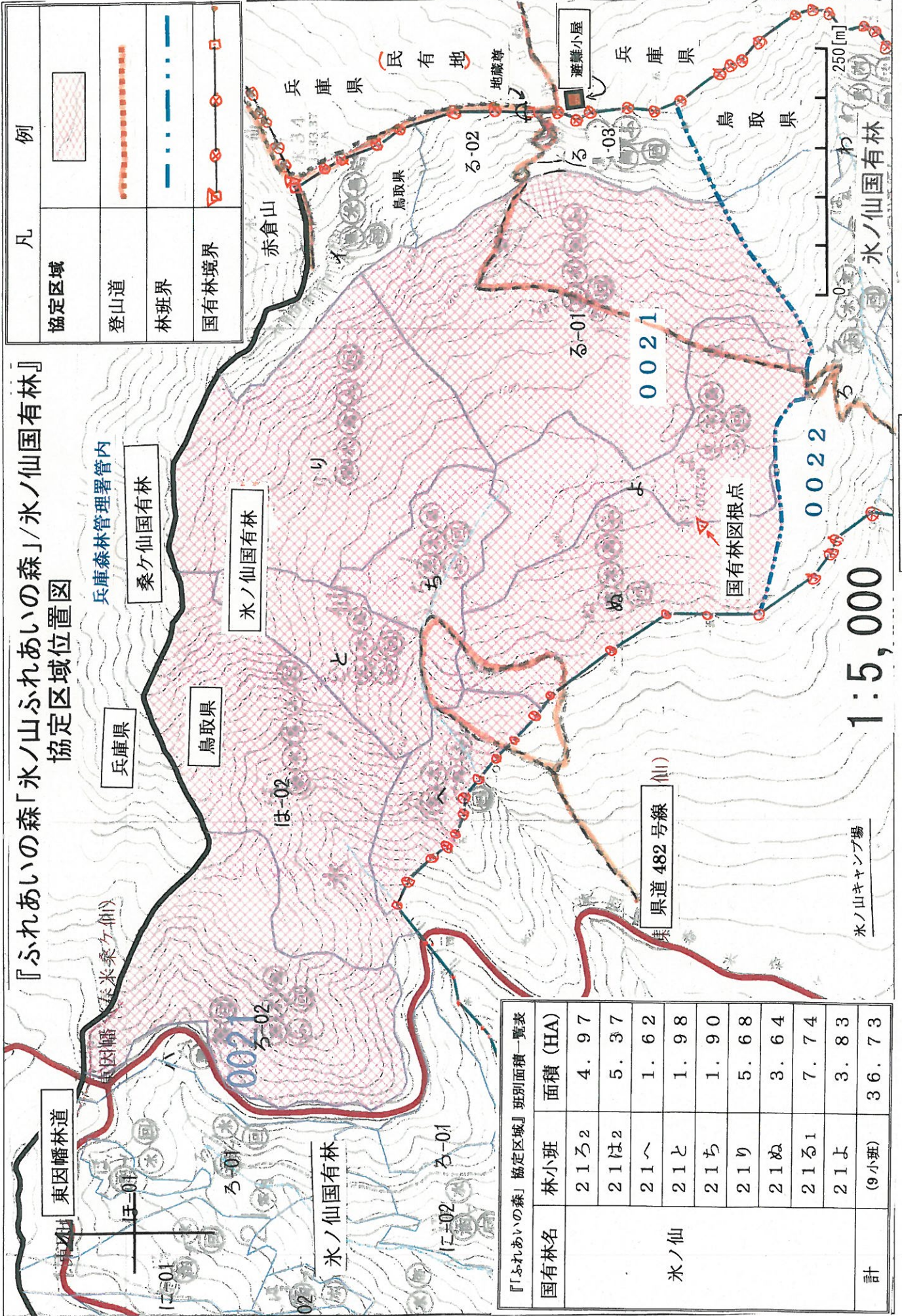
住所 鳥取県八頭郡若桜町若桜801-5

若桜町役場産業観光課

氏名 会長 小林 昌司



『ふれあいの森「氷ノ山ふれあいの森」/氷ノ山国有林』 協定区域位置図



凡 例	
協定区域	
登山道	
林班界	
国有林境界	

国有林名	林小班	面積 (HA)
氷ノ山	21ろ2	4.97
	21は2	5.37
	21へ	1.62
	21と	1.98
	21ち	1.90
	21り	5.68
	21ぬ	3.64
	21る1	7.74
	21よ	3.83
計	(9小班)	36.73

至氷ノ山キャンプ場

氷ノ山キャンプ場

1:5,000

250[m]

